

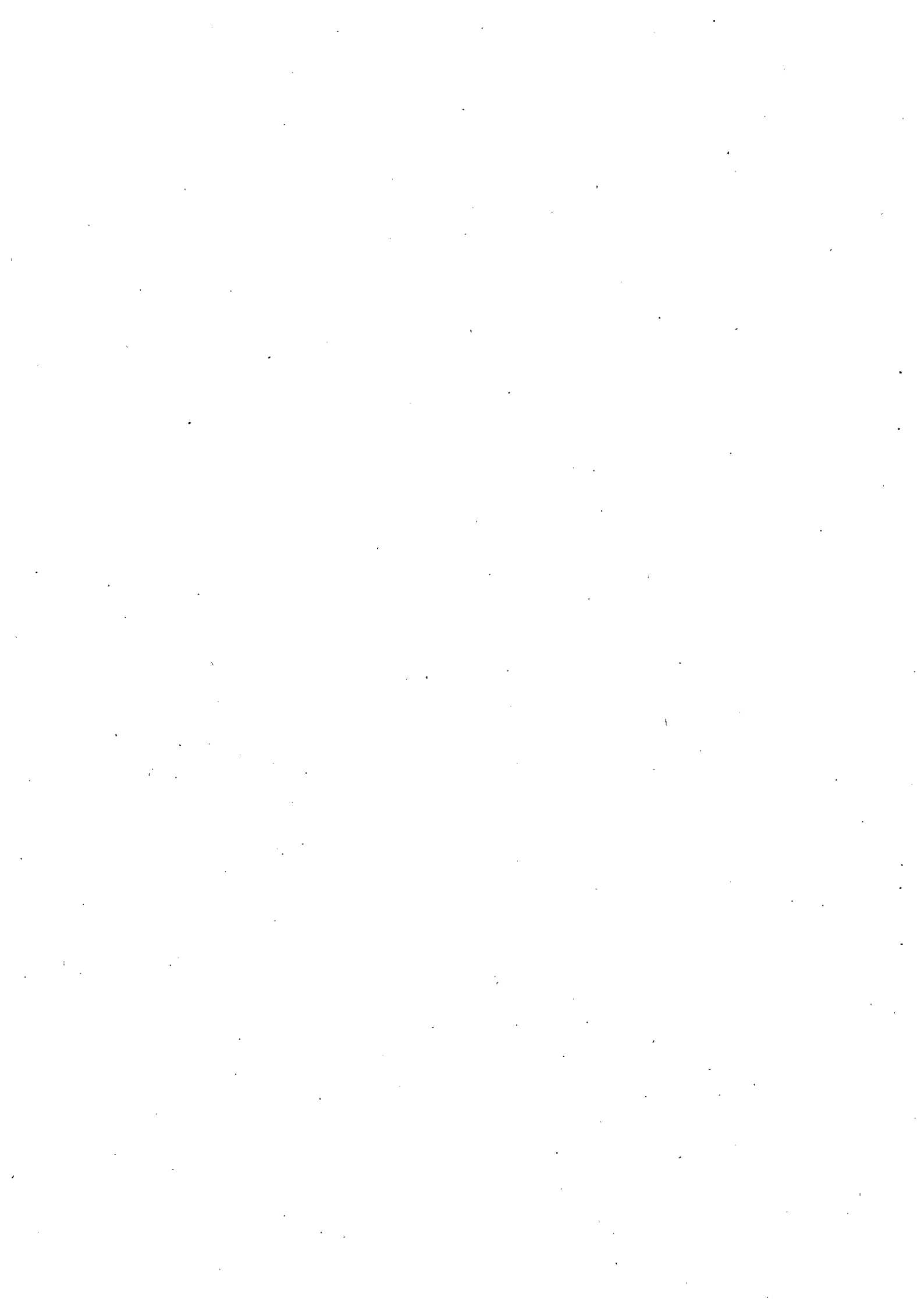
# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和2年5月21日)

[件名]

- 1 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について (第63報)  
(原子力安全対策課) … 1
- 2 鳥取県原子力安全顧問の自己申告について  
(原子力安全対策課) … 3
- 3 島根原子力発電所内建物の巡視業務の未実施事案に係る調査結果について  
(原子力安全対策課) … 6
- 4 島根原子力発電所の保安規定違反(監視)「固体廃棄物貯蔵所の巡視業務不備」について  
(原子力安全対策課) … 11

危機管理局



## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第63報）

令和2年5月21日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

### 1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

新型コロナウイルス対策として審査会合が事業者と対面で行う形式からテレビ会議に変更されたことから、その準備のために中国電力の審査会合は約1か月ぶりの開催となった。

回数(開催日)	議題	主な説明内容及び審査状況
152回目 (4月28日)	【重大事故対策】	○これまでの指摘事項に回答。重大事故時の対策として、原子炉内の状況を把握するための測定機器（水位計、酸素計等）の信頼性や要員による重大事故対策作業（原子炉への注水、減圧、可搬設備への給油等）等が事故時においても有効であることについて回答した。 ○重大事故対策に関する指摘は残っており、審査継続。
153回目 (5月14日)	【火山事象】	○これまでの指摘事項に回答。約8万年前の大山噴火（火山灰の噴出規模：11km <sup>3</sup> ）について、風向等の不確かさを考慮した火山灰シミュレーションを実施した結果、原発敷地における降灰の層厚が45cmになると評価したと回答した。 ○火山灰シミュレーションの各種条件の根拠資料充実化が求められ、審査継続。

### 2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

\*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数(開催日)	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況（ゴシック網掛け：審査済）

項目		審査状況		
地震・津波関係	地質	敷地の地質・地質構造	審査済	
		敷地周辺の地質・地質構造	審査済	
	地震	地下構造	審査済	
		震源を特定して策定する地震動	審査済	
		震源を特定せず策定する地震動	審査済	
	津波	基準地震動	審査済	
		地震による津波	審査済	
		地震以外による津波	審査済	
		基準津波	審査済	
		地盤・斜面の安定性	審査中	
	火山事象	審査中		
プラント	耐震設計		審査中	
	耐津波設計		審査中	
	設計基準事故対策	外部事象	竜巻	審査済
			火山	審査中
			外部火災	審査済
			その他自然現象	審査中
		内部火災	審査中	
		内部浸水	審査済	
	安全施設等		審査中	
	重大事故対策	有効性評価	炉心損傷防止	審査中
			格納容器破損防止	審査中
			燃料プールの燃料破損防止	審査中
			停止時の燃料破損防止	審査中
			事故シーケンスの選定	審査中
			解析コード	審査中
		設備・手順	停止失敗時未臨界確保	審査中
			炉心冷却（高圧冷却、減圧等）	審査中
			最終ヒートシンク	審査中
			格納容器（冷却、過圧破損防止等）	審査中
			水素対策（格納容器、原子炉建屋）	審査中
使用済燃料プール			審査中	
緊急時対策所			審査中	
その他（監視装置、通信連絡等）			審査中	
大規模損壊		未審査		
技術的能力		未審査		

[年度別審査会合数] H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:12回、R1:43回、  
R2:2回

## 鳥取県原子力安全顧問の自己申告について

令和2年5月21日  
原子力安全対策課

本県が実施する平常時及び緊急時における環境放射線等のモニタリング、原子力災害その他の緊急時における防災対策、本県に影響を及ぼす原子力施設の安全対策等について、技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的として、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置しています。

この度、鳥取県原子力安全顧問設置要綱に基づき、委嘱中の全顧問から自己申告書の提出を受けて、顧問の中立性及び公平性について確認しました。

### 1 確認の内容

- (1) 令和元年度中における顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附の状況
- (2) 令和元年度中における顧問の所属する研究室等を卒業した学生の原子力事業者等※への就職状況

※原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。

### 2 確認の結果

各顧問から提出された自己申告書をもって、全顧問について、中立性及び公平性が確保されていることを確認しました。

（詳細は別紙「鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容」のとおり）

#### 【参考】鳥取県原子力安全顧問設置要綱（抜粋）

（顧問の委嘱手続等）

第5条

2 知事は、顧問に対して、次に掲げる事項を記載した申告書を毎年4月30日までに提出するよう求める。

(1) 申告を行う前年度における顧問個人の研究又はその所属する研究室その他の研究機関に対する原子力事業者等からの寄附について、その対象となった研究の名称、寄附者及びその寄附金額

(2) 申告を行う前年度において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 顧問は、前条の欠格事由に該当すると思料するときは、速やかに、顧問を辞職することを知事に申し出るものとする。

4 知事は、顧問に委嘱している者から第1項第2号及び第3号並びに第2項の規定により申告された事項を公表する。

参考：鳥取県原子力安全顧問一覧

## 鳥取県原子力安全顧問

(令和2年4月1日現在、分野内は五十音順)

分野	専門分野	顧問名	所属・役職
環境 モニタリング	放射線計測・防護	うらべ いたさ 占部 逸正	福山大学・名誉教授
	環境放射能	えんどう さとる 遠藤 暁	広島大学・教授
	放射能環境変動	ふじかわ ようこ 藤川 陽子	京都大学複合原子力科学研究所・准教授
放射線 影響評価	線量評価(内部被ばく)	かい みちあき 甲斐 倫明	大分県立看護科学大学・教授
	緊急被ばく医療	かみや けんじ 神谷 研二	広島大学・副学長・特任教授
	救急医学、被ばく医療	とみなが たかこ 富永 隆子	量子科学技術研究開発機構・被ばく医療グループリーダー
原子炉工学	原子力工学	あおやま たかふみ 青山 卓史	日本原子力研究開発機構・研究主席
	原子力工学	かたおか いさお 片岡 勲	大阪大学名誉教授 福井工業大学・工学部長・教授
	原子炉物理	きただ たかのり 北田 孝典	大阪大学・教授
	原子力工学	むた ひとし 牟田 仁	東京都市大学・准教授
	熱加工力学、材料力学	もちづき まさひと 望月 正人	大阪大学・教授
	原子力工学	よしはし さちこ 吉橋 幸子	名古屋大学・准教授
放射性廃棄物	核燃料サイクル	ささき たかゆき 佐々木 隆之	京都大学・教授
地震関係	強震動、震源断層	かがわ たかお 香川 敬生	鳥取大学・教授
	地震活動・震源メカニズム	にしだ りょうへい 西田 良平	鳥取大学・名誉教授
地下水・ 地盤対策	地盤工学	こうの まさのり 河野 勝宣	鳥取大学・准教授
原子力防災	都市・地域防災学	うめもと みちたか 梅本 通孝	筑波大学・准教授

任期 平成30年10月17日～令和2年10月16日(富永、牟田、吉橋、梅本顧問を除く)

平成30年11月1日～令和2年10月16日(富永、牟田、吉橋、梅本顧問)

鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容

令和2年5月21日  
原子力安全対策課

顧問氏名	青山 卓史	梅本 通孝	占部 逸正	遠藤 暁	甲斐 倫明	香川 敬生	片岡 勲	神谷 研二	北田 孝典	河野 勝宣	佐々木 隆之	番永 隆子	西田 良平	藤川 陽子	幸田 仁	望月 正人	吉橋 幸子
①委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他従業員であったか																	
②委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員、若しくは使用人その他従業員であったか																	
③委嘱日前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として年間50万円以上の報酬等を受領していた者であったか																	
④委嘱日前直近3年間に、(委嘱中の顧問は前年度)に、委員の研究及び所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、寄附対象の研究名称、寄附者及び寄附金額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
⑤委嘱日前直近3年間に(委嘱中の顧問は前年度)に所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数	なし	なし	なし	あり(中国電力:1名)	なし	なし	なし	なし	あり(三菱重工業:1名、三菱電機:1名)	なし	あり(原子力エンジニアリング:1名)	なし	なし	なし	なし	なし	なし
資格要件	<p style="text-align: center;">調査対象外 (委嘱の都度調査。事由該当の場合、顧問が知事に辞職を申し出)</p>																
情報公開事項																	

原子力事業者等、営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう。  
(五十音順)

# 島根原子力発電所内建物の巡視業務の未実施事案に係る調査結果について

令和2年5月21日

原子力安全対策課

本年2月16日に発生した、島根原子力発電所の放射線管理区域内の巡視業務を協力会社が適切に実施していなかった事案（以下「本事案」という。）について、中国電力による調査の結果、日数が増加し、32日間あることが判明しました。

原子力規制委員会は5月13日の定例会合で、本件を保安規定違反（監視）と判定しました。

鳥取県では、5月13日に中国電力から調査結果の報告を受け、改めて徹底した原因究明と再発防止対策等について、米子市及び境港市と三者連名で申入れを行いました。

## 1 調査結果の概要（5月13日 中国電力公表）

- 2月18日に設置した対応本部（本部長：中国電力電源事業本部副本部長）による事実確認及び類似事案に関する調査の結果、記録が現存する2002年度以降のサイトバンカ建物巡視業務において、放射線管理区域内の巡視を行っていない日数が延べ32日間（いずれも土日・休日、巡視員数にして8人）あることを確認した。なお、サイトバンカ建物以外の施設では類似事案は確認されなかった。
- 本事案及び類似事案に係る事実関係を整理し、直接的原因に対する再発防止対策方針の整理を行った。引き続き、発生に至った根本的原因の分析に取り組み、第三者機関による評価を受けた上で再発防止対策を策定する。

## 2 保安規定違反（監視）の判定（5月13日 原子力規制委員会）

本件について、5月13日の原子力規制委員会で保安規定違反（監視<sup>※</sup>）と判定された。

※原子力安全に及ぼす影響の程度に応じて判定されるもののうち、最も軽度なもの。

## 3 県の対応

### (1) 知事コメント

- 虚偽報告が繰り返される異常事態であり、近時、保安規定違反が重なってきており、憤りを禁じ得ない。
- 中国電力の安全管理に対する信頼を土台から揺るがすものであり、中国電力には原因究明と安全文化の徹底を厳しく求める。
- 今後、本県としては、原子力安全顧問の意見を聴き慎重に対応を検討するとともに、国としても再発防止に向けた厳格な指導措置を要求したい。

### (2) 中国電力への申入れ（5月13日付 鳥取県知事、米子市長及び境港市長の三者連名）

- 第三者機関による全容解明と原因究明、協力会社を含めた全社挙げての実効的な再発防止の取組
- 対応状況に関する情報公開、県民への分かりやすい説明、住民対話など県民の信頼を得るための積極的な活動
- 今後の取組状況等の適宜報告

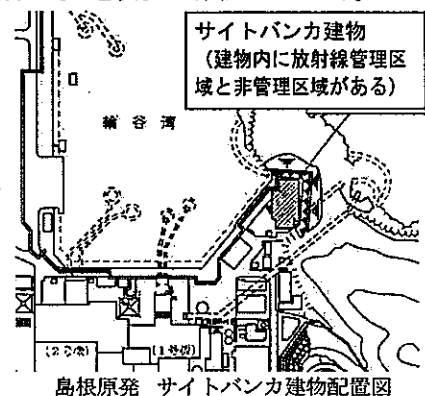
### (3) 今後の対応

安全協定に基づく現地確認を行うとともに、原因究明と再発防止対策の実施状況を確認していく。

### 〔参考〕

#### 1 事案概要

- (1) 発生日 2月16日
- (2) 発生場所 島根原子力発電所 サイトバンカ建物<sup>※</sup>  
※放射性固体廃棄物を一時的に貯蔵・保管、処理する設備。  
保安規定で1日1回以上（手順書で1日2回）巡視することになっている。
- (3) 事案内容 業務委託先の協力会社社員が本来巡視すべきサイトバンカ建物の管理区域について、巡視員が入城していないにもかかわらず、巡視したと報告したもの。



#### 2 これまでの経過

- 2/16 本事案発生
- 2/18 協力会社放射線管理部門が2/16の管理区域への入城記録を確認し、巡視未実施が判明
- 2/19 中国電力から鳥取県に事案発生について報告（鳥取支社長から危機管理局长）  
→局长から口頭で原因究明と再発防止対策等を申入れ
- 2/25 常任委員会報告（事案発生について）
- 4/10 中国電力から鳥取県に現在の調査状況等を報告（鳥取副支社長から原子力安全対策監）  
→対策監から口頭で速やかな原因究明と再発防止対策、調査状況の適宜報告等を申入れ
- 4/21 常任委員会報告（4/10申入れについて）
- 5/13 原子力規制委員会で保安規定違反（監視）の判定、調査結果公表

### 〔資料〕 調査結果（令和2年5月13日 中国電力公表資料）

中国電力への申入れ（5月13日付 鳥取県、米子市及び境港市の三者連名）





2020年5月13日  
中国電力株式会社

## 島根原子力発電所 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する調査結果について

当社は、協力会社に委託している島根原子力発電所サイトバンカ建物<sup>\*1</sup>の放射線管理区域内（以下、「管理区域」）における巡視業務<sup>\*2</sup>に関して、本年2月16日の巡視業務が実施されていなかったこと（以下、「本事案」）を確認しました。

（2020年2月19日お知らせ済み）

当社および協力会社は、社内に対応本部を設置し、事実関係の確認ならびに、本事案と類似する事案の有無の調査等を行ってまいりました。

調査の結果、協力会社に委託し実施しているサイトバンカ建物の管理区域内の巡視業務において、2002年度以降（6531日間）、巡視業務が実施されていなかった日数が合計32日<sup>\*3</sup>あり、巡視業務を実施していなかった巡視員数は8人<sup>\*3</sup>であることを確認しました。

巡視業務が実施されていなかった日については、各種放射線モニタのデータ等の確認を行い、設備に異常がなかったことを確認しています。

なお、当社が直接実施する原子炉建物等の巡視業務においては、同様な事案はありませんでした。

当社として、明らかとなった事実関係を整理したうえで、直接的な原因分析を行い、それらを踏まえた再発防止対策の方針を添付のとおり整理しました。

引き続き、発生に至った背景や社員の意識、組織・風土等、根本的な原因分析を行い、再発防止対策を策定してまいります。

地元の皆さまをはじめ、多くの関係者の方々にご心配をおかけすることとなり深くお詫び申し上げます。

※1：放射性固体廃棄物を一時的に貯蔵・保管および処理するための設備

※2：実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第80条ならびに、島根原子力発電所原子炉施設保安規定第13条、第134条において、『毎日1回以上、原子炉施設を巡視すること』が定められている。

※3：日数および巡視員数は、前回お知らせ分を含む。

《添付資料》

島根原子力発電所 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する調査結果の概要

以上

## 島根原子力発電所 サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する調査結果の概要

当社は、協力会社に委託し実施している、法令等で要求される島根原子力発電所サイトバンカ建物の巡視業務において、放射線管理区域（以下「管理区域」という。）に入域していないにも係らず、入域したとして、巡視記録を作成し報告を行い、再発防止対策を策定することとしました。

これまでの調査を通じて、事実関係（問題点）を踏まえた直接的な原因に対する再発防止対策の方針を取りまとめました。引き続き、発生に至った背景や社員の意識、組織・風土等、根本的な原因の分析に取り組み、その検討結果について外部の第三者機関による評価を受けたうえで、再発防止対策を策定してまいります。

### 全体概要

#### 【本事業に関する経緯】

協力会社巡視員は、2020年2月16日、サイトバンカ建物の巡視業務に関して、管理区域に入域していないにも係らず、入域したとして、巡視記録を作成し報告を行っていたことが判明した。（以下、2020年2月16日に発生した事業を「本事業」という。また、本事業に係る協力会社巡視員を「当該者」という。）

#### 【類似事業に関する調査】

本事業を受けて、当社および協力会社の巡視員による巡視状況の調査を行った結果、当該者以外の協力会社の巡視員についても、過去、土日・休日のサイトバンカ建物の巡視業務において、管理区域の入域データが確認できず、管理区域内の巡視が行われていない日があることを確認した。（以下「類似事業」という。）

なお、当社が実施している原子炉建物およびタービン建物、協力会社が実施している廃棄物処理建物の巡視業務においては、類似事業はなかった。

#### 【原因・再発防止対策の方針の策定】

本事業および類似事業に係る事実関係、問題点の整理を行い、直接的な原因を分析した結果、「業務管理の仕組みの問題」、「業務運営の問題」および「意識面の問題」に区分し、直接的な原因に対する再発防止対策の方針を整理した。

引き続き、組織・風土等の問題も含めた根本的な原因分析に取り組み、その検討結果について外部の第三者機関による評価を受けたうえで、再発防止対策を策定していく。

また、2015年の低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題等の過去の不適切事業に関する再発防止対策の検証を行い、改善すべき事項について再発防止対策に反映していく。

### 本事業に関する経緯

当社は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（実用炉規則）および島根原子力発電所原子炉施設保安規定で要求されるサイトバンカ建物の巡視業務について、サイトバンカ設備の運用を開始した1984年6月から、協力会社に委託<sup>※</sup>し実施している。その中で、本事業が以下のとおり判明した。

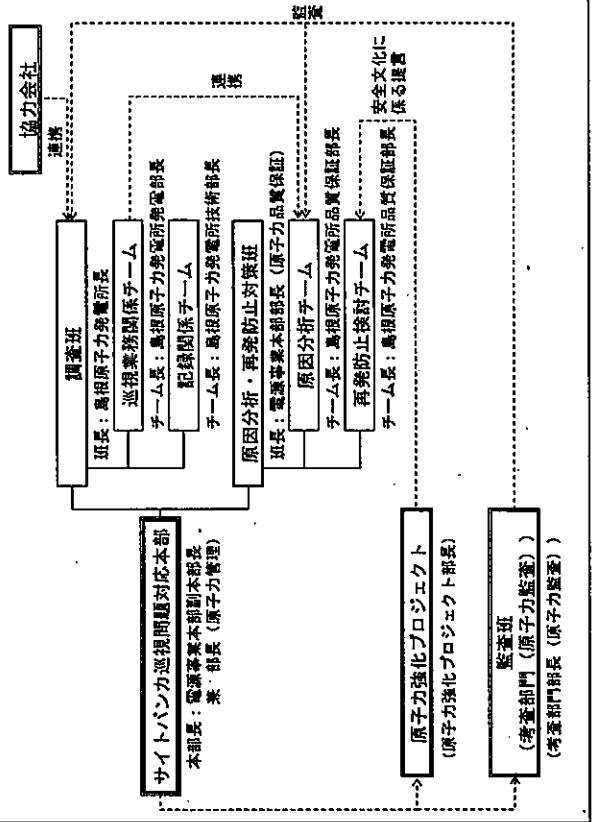
#### 【本事業】

2020年2月18日、協力会社の放射線管理部門が、2月16日のサイトバンカ建物の管理区域への入域実績を確認したところ、当該者の管理区域への入域実績が確認できなかったため、巡視が行われていない可能性があることが判明した。

これを受けて、当該者に対して事実確認を行った結果、管理区域に入域していないにも係らず、入域したとして、巡視記録を作成し報告を行っていたことが判明した。

※：実用炉規則および保安規定において、「毎日1回以上、原子炉施設を巡視すること」が定められており、本要求事項を踏まえて、サイトバンカ建物および島根1、2号機廃棄物処理建物の巡視業務を委託しているもの。

### 調査対応体制



### 類似事業に関する調査

当社および協力会社の巡視員に対する管理区域の入域データの確認およびアンケート調査等を行い、以下のとおり確認した。

- ① サイトバンカ建物  
巡視記録が現存する2002年度以降（6,531日間）について調査した結果、サイトバンカ建物の巡視業務において、下表のとおり、類似の事案が確認された。  
＜巡視業務の調査結果（本事案含む）＞

項目	内容
管理区域の入域が確認できなかった日数	32日 (全て土日・休日)
管理区域の入域が確認できなかった巡視員の人数	8人

- ② サイトバンカ建物以外の施設  
発電設備点検(2007年度)以降について調査した結果、当社および協力会社が実施している原子炉建物、タービン建物および廃棄物処理建物の巡視業務において、類似の事案はなかった。

事実関係（問題点）と直接的な原因に対する再発防止対策の方針

本事案および類似事案に関わる関係者への聞き取り調査等を通じて、事実関係を整理し、問題点から抽出された直接的な原因に対する再発防止対策の方針を整理しました。

事実関係（問題点）

- 【本事案・類似事案共通の事実関係（問題点）】
- 巡視員は、サイトバンカ建物の管理区域の巡視を実施しなかった。
  - 巡視員は、サイトバンカ建物の管理区域の巡視について、巡視していないにも係らず、巡視したとすする記録を作成した。
  - 当社（当直長）と協力会社（運転副責任者）は、巡視員が管理区域の巡視が未実施であることに気付かなかった。

【本事案に係る事実関係（問題点）】

- 当該者は、巡視を実施しないことが法令違反となることを認識していなかった。
- 当該者は、土日・休日のサイトバンカ建物の巡視頻度が半日で2回となっていたため、時間的な余裕がなかった。
- 当該者は、巡視実施前に（巡視を実施していないにも係らず）、制御室で、パトロール支援システム※の巡視シフトにチェックを入力しデータを登録した。
- 当該者は、運転副責任者から管理区域の巡視結果を問われた際に、巡視を実施していないにも係らず「異常なし」と報告した。
- 運転副責任者は、当日のスケジュールおよび役割分担に関する情報共有のための巡視前ミーティングを実施しなかった。

※1：パトロール業務の効率化・高度化を支援することを目的に、2012年5月から導入。

【その他調査の中で確認された事実関係（問題点）】

- 一部の巡視員は、サイトバンカ建物の管理区域の巡視を1日2回※実施するところ、1回しか実施していないことがあった。また、サイトバンカ建物の土日・休日の巡視において、管理区域の入域時間が短いものがあった。

※2：サイトバンカ建物における土日・休日の巡視頻度について、当社より1日2回を要求。

根本的な原因分析に対する再発防止対策

問題発生に至った背景や社員の意識、組織、組織、風土等、根本的な原因の分析に、発注者、受注者の視点で取り組んでいるところであり、その検討結果について外部の第三者機関による評価を受けたうえで、再発防止対策を策定する。

【根本的な原因分析に係る視点】

- 当社は、長年に亘る信頼関係から、協力会社に任せておけば大丈夫という意識が働き、協力会社の業務管理への関与が不足していたのではないかと。
- 当社から協力会社への問いかけ、協力会社から当社への相談という相互のコミュニケーションが不足していたのではないかと。
- 当社は、協力会社における、コンプライアンス最優先の意識および原子力安全文化の意識の浸透に対する関与が不十分だったのではないかと。
- 協力会社において、管理者による業務管理が不足していたのではないかと。

また、過去の不適切事案の再発防止対策について、取り組み状況等を検証し、再発防止対策に反映する。

《直接的な原因に対する再発防止対策（例）》

写真撮影機能（撮影日時自動保存）を有したパトロール支援システムの携帯端末を用いて、当社の指定したポイントの写真撮影を義務付け、当社および協力会社管理者は撮影結果により巡視状況を確認する。

携帯端末



現場写真の撮影



区分	直接的な原因	直接的な原因に対する再発防止対策の方針
業務管理の仕組みの問題・改善	1-1 巡視が巡視員任せであり、巡視業務の体制・役割分担や実施方法が不明確だった。	1-1 巡視業務の内容等の明確化
	1-2 巡視結果の確認が、巡視員の自己申告のみであり、巡視結果を確認する仕組みが不十分だった。	1-2 巡視結果の確認方法の改善
	1-3 委託仕様書で具体的な法令等の要求事項の明示が不十分だった。	1-3 巡視業務に関する法令等の要求事項の明確化
業務運営の問題・改善	2-1 協力会社への関係法令および巡視業務の重要性に関する教育が不足していた。	2-1 保安教育の充実、関与の強化
	2-2 土日・休日における巡視結果の確認が不足しており、牽制機能が不十分だった。	2-2 巡視業務における牽制機能の強化
	3-1 協力会社の運転部門において「事実を率直に報告する責任」があるとの認識が低く、コンプライアンスおよび原子力安全文化の意識が欠如していた。	3-1 コンプライアンスの実践・原子力安全文化醸成活動の充実
意識面の問題・改善	3-2 協力会社管理者がコミュニケーションの重要性を認識していなかった。	3-2 コミュニケーションの充実・向上

第 202000040323 号  
防起第 3 8 3 号 - 1  
発 境 自 第 4 5 号  
令和 2 年 5 月 1 3 日

中国電力株式会社  
代表取締役社長執行役員 清 水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治

米子市長 伊 木 隆 司

境港市長 中 村 勝 治

#### 島根原子力発電所における巡視の虚偽報告に関する申入れ

今回の虚偽報告は、平成 2 2 年の島根原子力発電所の点検不備及び平成 2 7 年のモルタル流量計校正記録の虚偽報告に続くものであり、こうしたことが繰り返し起こらないように取組を進める中で起きたことであり、安全と信頼を不可欠とする原子力発電所の運用に対する信頼関係を根本から揺るがすものです。これは、県民に疑念や不安を抱かせるものであり、近時、保安規定違反が重なってきており、憤りを禁じ得ないところであります。

今後は、協力会社を含めて全社一丸となり、島根原子力発電所に対する安全管理体制の確保及び原子力安全文化の醸成に向けて、原因究明と再発防止等に取り組むため、下記事項に適切に対応するよう強く申し入れます。

#### 記

- 1 第 3 者機関による全容解明と徹底した原因究明を行い、協力会社を含めて全社を挙げて実効的な再発防止に取り組むこと。この際、協力会社との関係及び本事案だけでなく他にも同様の事案がないか、あるいは生起しうることがないか改めて確認すること。
- 2 貴社の対応状況などについて、積極的な情報公開を行うこと。また、県民に対して分かりやすく説明すること。さらに、住民との対話など県民の信頼を得るための活動を積極的に行っていくこと。
- 3 原因の究明状況、再発防止策の実施状況、定着状況等を継続的に確認していくので、適宜、その取組状況等を報告すること。

# 島根原子力発電所の保安規定違反（監視）「固体廃棄物貯蔵所の巡視業務不備」について

令和2年5月21日  
原子力安全対策課

5月13日に行われた原子力規制委員会で、令和元年度第4四半期保安検査で指摘を受けた、島根原子力発電所の固体廃棄物貯蔵所\*内部の巡視を中央制御室から監視カメラで実施していたことについて、中国電力が許可を受けた巡視方法と異なることから、保安規定違反（監視）と判定されました。

なお、これによる人体及び周辺環境への影響は確認されていません。

※固体廃棄物貯蔵所：低レベル放射性廃棄物（ドラム缶）を保管する施設。

## 1 事象概要

保安規定第13条（巡視点検）に「毎日1回以上、原子炉施設を巡視させること」が定められているが、固体廃棄物貯蔵所の内部について、巡視によらず監視カメラによる確認のみとしていることが判明した。なお、同貯蔵所の外部については、建物の外観及び扉の施錠状態を巡視により確認している。

\*中央制御室からの監視カメラによる確認は平成13年4月から実施。

## 2 保安規定違反（監視）の判定（5月13日 原子力規制委員会）

○保安規定第13条に基づき中国電力が定める「巡視点検要領書」には、「巡視とは、運転員が原子炉施設の中のあらかじめ定められた経路を通行しながら…」と記載されているが、運転員による巡視がなされていなかったことから、保安規定に違反する。

○しかしながら、監視カメラによる確認とともに、保安規定第86条（放射性固体廃棄物の管理）に基づき中国電力が定める「放射性固体廃棄物管理手順書」に基づいて、1週間に1回の現場巡視は実施しており、原子力安全に与える影響は極めて低いものと認められることから、「監視」とする。

## 3 県の対応

今後、原因究明と再発防止対策の実施状況を確認していく。

### ○島根原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋）

#### 第13条（巡視点検）

当直長は、毎日1回以上、原子炉施設を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。

#### 第86条（放射性固体廃棄物の管理）

3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合は、必要な措置を講じる。

(1) 課長（放射線管理）は、貯蔵所における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回貯蔵所を巡視するとともに、3箇月に1回保管量を確認する。

### 〔参考：保安検査〕

保安検査とは、原子炉施設の運転に関し、保安のために必要な事項を定めた保安規定の遵守状況について行う検査のことで、原子力規制事務所の原子力運転検査官が定期的に行う。

違反区分は、原子力安全に及ぼす影響の程度に応じて判定（違反1、違反2、違反3、監視）され、今回の違反区分（監視）は違反区分のうち最も軽度なものである。

